

下関市物品売買等契約入札心得

平成17年2月13日制定

(趣旨)

第1条 下関市が発注する物品の売買（印刷製本費に係る印刷物の製造の請負を含む。）及び修繕（以下「物品売買等」という。）の契約で、総務部契約課において執行するものに係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、下関市契約規則（平成21年規則第29号。以下「契約規則」という。）、下関市物品購入等一般競争入札実施要領（平成17年2月13日制定）、下関市電子入札システム取扱要領（平成27年10月1日制定）その他の規程に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、契約規則第4条第1項の公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を契約担当者（市長又は市長から契約を締結することについて専決する権限を与えられた者をいう。以下同じ。）に提出し、その旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、当該競争入札の執行前に、総価契約の場合は見積金額の100分の5以上、単価契約の場合は入札に参加しようとする者が見積もる単価の額に予定数量を乗じた金額の100分の5以上、これにより難い場合はその都度市長が定める金額の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合（一部を免除された場合にあっては、当該免除された部分に限る。）は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証書を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封入のうえ、氏名及び金額を封皮に明記し、当該入札に要する提出書を添えて差し出さなければならない。

4 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合には、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合には、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては当該競争入札に係る契約の締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては落札者の決定後に、これを還付する。

7 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は市に帰属する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、当該競争入札に係る物品売買等の仕様書（以下「仕様書」という。）及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、これを案件名及び入札者の氏名を表記した封筒に入れ、公告又は入札執行通知書（以下「公告等」という。）に示した時刻に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を代理人に持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該競争入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札書に記載する金額）

第5条 入札に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、次の各号に掲げる契約の種類により、当該各号に定める金額を入札書に記載しなければならない。ただし、公告等に別に定めのある場合は、この限りでない。

(1) 総価契約 見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 単価契約 見積もった契約希望金額（単位当たりの金額）

（入札の辞退）

第6条 指名競争入札の入札参加者として指名を受けた者は、当該競争入札の執行（以下「入札執行」という。）が完了に至るまでは、いつでも当該競争入札を辞退することができる。

2 前項の規定により指名を受けた者は、当該競争入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

3 競争入札を辞退したことは、これを理由として、当該競争入札を辞退した者が以後の競争入札の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を当該競争入札に参加

させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第 9 条 競争入札において、次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のしたもの
- (2) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
- (3) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
- (4) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの（インターネットを利用した入札にあっては、市長が行う電子認証を受けていないもの）
- (5) 無権代理人又は 1 人で 2 人以上の代理をした者がしたもの
- (6) 虚偽の申請を行った者のしたもの
- (7) 金額を訂正した入札書によるもの
- (8) 明らかに連合によると認められるもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書によるもの
- (10) 公告等により、入札に際し、あらかじめ内訳書の提出を求めた場合において、内訳書の提出がない又は内訳書に不備があるもの
- (11) この心得等の入札に関する条件に違反したもの
- (12) その他当該入札に関する公告等に掲げる条件に違反した入札

（開札の立会い）

第 10 条 開札は、公告等で指定した日時に入札者を立ち合わせて行う。ただし、公告等により郵便による入札が指定されている場合には、あらかじめ契約担当者が指定した者のみの立ち会いとする。この場合において、入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

（落札者の決定）

第 11 条 競争入札による落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、下関市印刷物製造請負契約低入札価格制度の対象になっている場合は、別に定める要領による。

（再度入札）

第 12 条 競争入札の開札をした場合において、各入札者による入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、必要に応じて再度の入札を行う。

2 前項の規定による再度入札は、2 回を限度とする。

（同価格の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定）

第 13 条 落札となるべき価格の入札をした入札者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該競争入札の事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第 14 条 落札者は、記名押印した契約書の提出と同時に、総価契約の場合は契約金額の 100 分の 10 以上、単価契約の場合は契約金額に予定数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上、これにより難い場合はその都度市長が定める金額の入札保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は

一部を免除された場合(一部を免除された場合にあつては、当該免除された部分に限る。)は、この限りでない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第1項の規定により契約保証金を現金で納付する場合には、あらかじめ、契約担当者にその旨を連絡しなければならない。
- 4 落札者は、第1項の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、これを当該契約書に添えて提出し、関係職員の調査を受けなければならない。
- 5 第3条第5項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

（入札保証金等の振替）

第15条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約の締結等）

第16条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、これを落札決定の日から5日（下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日の日数は、算入しない。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、落札者から書面により期間の延長の申し出があつた場合で、契約担当者が承諾したときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を省略する場合においては、落札者は、落札決定の通知を受けた後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がこの必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立て）

第17条 競争入札において入札をした者は、その入札後においては、この心得又は当該競争入札に係る仕様書若しくは現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。